

滋賀県奨学資金貸与条例（平成 14 年滋賀県条例第 26 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）もしくは高等専門学校または法第 124 条に規定する専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）に修学しようとする者で、経済的理由により修学することが困難なものに対して奨学資金を貸与し、もって有為な人材を育成することを目的とする。

（貸与の対象者）

第 2 条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者で修学の意欲を有するものに対して、その者の申請により、奨学資金（当該申請する者が法第 1 条に規定する中等教育学校に在学する者である場合にあっては、次条の奨学金に限る。）を貸与することができる。

- （1）高等学校等に在学する者であること。
- （2）県内に居住する者または奨学資金の貸与を受けようとする者の保護者等（奨学資金の貸与を受けようとする者が未成年である場合にあってはその者の親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）、奨学資金の貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあってはその者の修学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）が県内に居住する者であること。
- （3）次のいずれかに該当する世帯に属する者であること。  
ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている世帯  
イ 世帯に属する全ての者が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項の規定により市町民税が課されていない者その他これに準ずるものとして規則で定める者である世帯  
ウ 貸与の申請をしようとする年の前年の世帯の収入の年額または当該年の世帯の収入の年額の見込額が、生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の年額の 1.7 倍以下である世帯であって、学資の支弁が困難であると認められるもの
- （4）現に独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）による学資貸与金または学資支給金、この条例による奨学資金その他規則で定める奨学金等の貸与または給付を受けていないこと。

（種類）

第 3 条 奨学資金の種類は、奨学金、入学資金および電子計算機購入資金とする。

（貸与の額等）

第 4 条 奨学資金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）国立または公立の高等学校等に在学する者  
ア 保護者等と同居する場合 月額 18,000 円  
イ アに掲げる場合以外の場合 月額 23,000 円
- （2）私立の高等学校等に在学する者  
ア 保護者等と同居する場合 月額 30,000 円  
イ アに掲げる場合以外の場合 月額 35,000 円
- 2 入学資金の貸与の額は、50,000 円とする。ただし、私立の高等学校等に入学した者については、当該高等学校等の入学金の額に相当する額（その額が 150,000 円を超えるときは、150,000 円）の範囲内の額を 50,000 円に加算して得た額を入学資金の貸与の額とすることができる。
- 3 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する費用に相当する額（その額が 150,000 円を超えるときは、150,000 円）とする。
- 4 奨学資金の貸与は、無利子とする。

（貸与の期間等）

第 5 条 奨学金の貸与を受けることができる期間は、奨学金の貸与の決定に係る月から、奨学金の貸与を受けようとする者が高等学校等に在学することとなった日の属する月の初日から起算して当該高等学校等の修業年限に相当する月数を経過する日の属する月までの間とする。ただし、疾病、負傷その他やむを得ない理由により当該高等学校等の修業年限を超えて在学する場合には、その超えて在学する期間の末日の属する月までの間とする。

- 2 入学資金は、高等学校等に入学した年に一時金として貸与する。
- 3 電子計算機購入資金の貸与は、1 回に限るものとする。

（貸与の停止）

第 6 条 知事は、奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学し、または停学の処分を受けた日の前日の属する月の翌月分から復学した日の前日の属する月の分まで奨学金の貸与を停止するものとする。

（貸与の打ち切り）

第 7 条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を打ち切るものとする。

- （1）第 2 条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- （2）奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- （3）その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。

（返還）

第 8 条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日から起算して 6 月を経過した日の属する月の翌月から 10 年（次条の規定により奨学資金の返還債務（以下「返還債務」という。）の履行が猶予されたときは、10 年と当該猶予された期間とを合算

した期間）以内に規則で定めるところにより、貸与を受けた奨学資金を返還しなければならない。

- （1）高等学校等を卒業したとき 当該卒業した日
- （2）奨学生にあっては、前条の規定による貸与の打ち切りがあったとき 当該打ち切りのあった日
- （3）電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者にあっては、第 2 条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき 当該要件を欠くに至った日

（返還債務の履行の猶予）

第 9 条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の申請により、当該各号に掲げる理由が継続する間、返還債務の履行を猶予することができる。

- （1）高等学校等、法第 1 条に規定する大学、法第 124 条に規定する専修学校（高等課程を除く。）または法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（修業年限が 1 年以上の課程に限る。）（次号において「学校」という。）に在学しているとき。
- （2）学校を卒業し、または退学した後 6 月を経過しないとき。
- （3）疾病、負傷、災害その他やむを得ない理由により返還期日に奨学資金を返還することが著しく困難になったと認められるとき。

（返還債務の免除）

第 10 条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が死亡したとき、または心身の故障その他特別の理由により奨学資金を返還することができなくなったと認められるときは、返還債務の全部または一部を免除することができる。

- 2 前項の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、その旨を知事に申請しなければならない。

（延滞利息）

第 11 条 奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の滋賀県奨学資金貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 1 条に規定する高等学校等に入学した者（中等教育学校にあっては、第 4 学年に進級した者）および施行日前から引き続き同条に規定する高等学校等に在学する者であって施行日以後に新条例第 2 条第 3 号エに該当することとなる世帯に属するものについて適用する。
  - 3 施行日前に改正前の滋賀県奨学資金貸与条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき貸与された奨学資金の返還については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
  - 4 施行日前から引き続き旧条例第 1 条に規定する高等学校等に在学する者で、施行日前に旧条例の規定に基づき奨学資金の貸与を受けているものは、当該高等学校等に在学する間に限り、施行日以後においても、引き続き旧条例に規定する奨学資金の貸与を受けることができる。
  - 5 前項の規定により奨学資金の貸与を受けることができることとされた者に係る当該奨学資金の貸与および返還については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- （貸与の対象者の属する世帯の需要の年額の特例）
- 6 当分の間、第 2 条第 3 号の規定の適用については、同号ウ中「生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成 25 年厚生労働省告示第 174 号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）」とする。

付 則（平成 16 年条例第 38 号抄）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
（平成 16 年規則第 66 号で平成 17 年 1 月 1 日から施行）

付 則（令和 4 年条例第 28 号）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県奨学資金貸与条例（以下「新条例」という。）第 3 条に規定する電子計算機購入資金の貸与に係る新条例の規定は、この条例の施行の日以後に滋賀県奨学資金貸与条例第 1 条に規定する高等学校等（同条に規定する中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を除く。以下同じ。）に入学した者および中等教育学校の第 4 学年に進級した者（以下「施行年度入学者等」という。）（同日前に高等学校等に入学し、または中等教育学校の第 4 学年に進級した者であって、同一の学年を重ねて履修することとなり施行年度入学者等と同一の学年に属することとなったものを含む。）について適用する。

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則（平成14年滋賀県教育委員会規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号。以下「条例」という。）に基づく奨学資金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与の対象者）

第2条 条例第2条第3号イに規定する規則で定める者は、地方税法（昭和25年法律第226号）第323条に規定する市町の条例の定めるところにより市町民税が減免されている者とする。

2 条例第2条第4号に規定する規則で定める奨学金等は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による経費
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金
- (3) 旧日本育英会法（昭和59年法律第64号）による学資金
- (4) 滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和49年滋賀県条例第61号）による修学奨励金
- (5) 滋賀県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年滋賀県条例第11号）による修学資金
- (6) 旧滋賀県奨学資金貸与条例（昭和41年滋賀県条例第23号）による奨学資金
- (7) 旧滋賀県地域改善対策修学奨励金貸与条例（昭和62年滋賀県条例第34号）による奨励金
- (8) 前各号に掲げるもののほか、国または他の都道府県が行う奨学事業による奨学金等

（貸与の申請）

第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奨学金および入学資金の貸与を受けようとする場合にあっては連帯保証人と連署した奨学金および入学資金貸与申請書（別記様式第1号）に、電子計算機購入資金の貸与を受けようとする場合にあっては連帯保証人と連署した電子計算機購入資金貸与申請書（別記様式第2号の2）に次に掲げる書類を添えて、滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める日までに滋賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、高等学校等（条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学している者が当該高等学校等に在学する期間の途中から奨学資金の貸与を受けようとする場合にあっては、貸与を受けようとする月の前月の末日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者が属する世帯の住民票記載事項証明書（連帯保証人が申請者が属する世帯に属しない場合にあっては、申請者が属する世帯および連帯保証人の住民票記載事項証明書）
  - (2) 申請者が属する世帯が条例第2条第3号ア、イまたはウのいずれかに該当することを証明する書類
  - (3) 世帯状況確認書（別記様式第1号の2）
  - (4) 親権を行う者または未成年後見人、および連帯保証人の印鑑登録証明書
  - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が高等学校等に在学している者であって、前年度に引き続き当該高等学校等に係る奨学金の貸与を受けようとするものである場合にあっては、連帯保証人と連署した奨学金貸与継続申請書（別記様式第2号）に前項各号に掲げる書類を添えて、奨学金の貸与を受けようとする年度の4月末日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 連帯保証人は、申請者の保護者等（条例第2条第2号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）でなければならない。

（貸与の決定等）

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学資金の貸与をすることを決定したときにあってはその旨を奨学資金貸与決定通知書（別記様式第3号）により、奨学資金の貸与をしないことを決定したときにあってはその旨を奨学資金貸与不承認決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（貸与の方法）

- 第5条 奨学金は、毎年4月または5月に4月分から8月分までを、9月に9月分から12月分までを、1月に1月分から3月分までを貸与する。
- 2 入学資金は、入学した年における最初の奨学金の貸与と併せて貸与する。
  - 3 電子計算機購入資金は、前条の規定による貸与の決定の通知後、速やかに貸与する。

（貸与の停止等の通知）

第6条 教育委員会は、条例第6条の規定により貸与を停止したとき、または条例第7条の規定により貸与を打ち切ったときは、奨学金貸与停止（打ち切り）通知書（別記様式第5号）により奨学金の貸与を受けている者および連帯保証人に通知するものとする。

（奨学金の貸与の打ち切り）

- 第6条の2 第15条第1項第2号に規定する要件に該当して奨学資金異動届の提出があった場合において、当該届のあった日と当該届に記載された辞退期日が異なるときは、当該辞退期日をもって条例第7条第2号の要件に該当した日とする。
- 2 第4条の規定により奨学資金貸与不承認通知書を第3条第2項に規定する申請者に通知したときは、当該奨学資金貸与不承認通知書を通知した日の属する年の3月31日をもって、条例第7条第1号の規定による奨学金の貸与の打ち切りがあったものとみなす。

（借用証書の提出）

第7条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学資金の総額（以下「借用金額」という。）について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書（別記様式第6号）を直ちに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 高等学校等を卒業したとき。
  - (2) 奨学生（条例第6条に規定する奨学生をいう。第14条において同じ。）にあっては、条例第7条の規定により奨学金の貸与が打ち切られたとき。
  - (3) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者にあっては、条例第2条各号に掲げる要件を欠に至ったとき。
- 2 教育委員会は、奨学資金の貸与を受けた者が前項に規定する借用証書を提出しないときは、借用金額を一括して返還するよう請求することができる。

（返還）

第8条 奨学資金の返還は、月賦、半年賦または年賦の均等返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

2 奨学資金の返還期日は、次の各号の返還の方法の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が金融機関の休業日に当たる場合にあっては、翌営業日）とする。

- (1) 月賦 返還期間の毎月末日
  - (2) 半年賦 返還期間の毎年7月末日および11月末日
  - (3) 年賦 返還期間の毎年11月末日
- 3 割賦の最終回以外の各回の返還期日における返還金額（以下「基本返還金額」という。）にあっては、借用金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額とし、その金額が1,000円未満のときは、1,000円とする。）とし最終回における返還金額は、基本返還金額に返還回数から1を減じた数を乗じて得た金額を借用金額から減じた金額とする。ただし、返還回数が1回の場合は、借用金額とする。
- 4 教育委員会は、奨学資金の貸与を受けた者またはその連帯保証人が、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの者に対して、直ちに奨学資金の返還債務（以下「返還債務」という。）の全部を一括して履行するよう請求することができる。
- 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずる。

（猶予の申請）

第9条 条例第9条の規定により返還債務の履行の猶予（以下「猶予」という。）を受けようとする者は、奨学資金返還猶予（免除）申請書（別記様式第7号）に同条各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（猶予の決定等）

第10条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、猶予をすることを決定したときにあってはその旨を奨学資金返還猶予（免除）決定通知書（別記様式第8号）により、猶予をしないことを決定したときにあってはその旨を奨学資金返還猶予（免除）不承認決定通知書（別記様式第9号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（猶予理由の継続報告）

第11条 前条の規定により猶予の決定を受けた者は、条例第9条各号に掲げる理由が継続する間、当該決定を受けた日から起算して1年を経過するごとに、奨学資金返還猶予理由継続報告書（別記様式第10号）に当該理由が継続していることを証明する書類を添えて教育委員会に報告しなければならない。

（免除の申請）

第12条 条例第10条第2項の申請は、奨学資金返還猶予（免除）申請書に同条第1項の規定の適用があるべきことを証明する書類を添えて教育委員会に提出することにより行われなければならない。

（免除の決定等）

第13条 第10条の規定は、前条の申請があった場合について準用する。

（連帯保証人の変更）

第14条 奨学生または奨学資金の貸与を受けた者（以下「奨学生等」という。）は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

（届出）

第15条 奨学生等は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金異動届（別記様式第11号）にその事実を証明する書類（第2号に該当する場合を除く。）を添えて直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学し、停学し、復学し、転学し、退学し、または卒業したとき。
  - (2) 奨学資金の貸与を辞退するとき。
  - (3) 奨学生等、保護者等および連帯保証人の住所または氏名に変更があったとき。
  - (4) 条例第9条各号に掲げる理由が消滅したとき。
  - (5) 新たに連帯保証人を立てたとき。
- 2 奨学生等が死亡したときは、その相続人または連帯保証人は、その事実を証明する書類を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

- 付 則
- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 条例付則第 3 項または第 5 項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における旧滋賀県奨学資金貸与条例（昭和 41 年滋賀県条例第 23 号）の規定に基づく奨学資金の貸与または返還については、改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

付 則（平成 16 年教委規則第 17 号）  
この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年教委規則第 1 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年教委規則第 6 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 18 年教委規則第 11 号）  
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年教委規則第 5 号）  
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 付 則（平成 22 年教委規則第 4 号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

- 付 則（平成 25 年教委規則第 1 号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 26 年教委規則第 7 号）  
この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

- 付 則（平成 26 年教委規則第 9 号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

- 付 則(令和 2 年教委規則第 1 号)
- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 改正後の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第 4 条の規定により貸与の決定を受けた奨学資金に係る保証契約について適用する。
  - 3 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

- 付 則(令和 4 年教委規則第 1 号)
- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

## 滋賀県奨学資金貸与条例第 9 条の規定に基づく返還債務の履行の猶予に関する実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、滋賀県奨学資金貸与条例（平成 14 年滋賀県条例第 26 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づく滋賀県奨学資金の返還債務の履行の猶予に関し、条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則（平成 14 年滋賀県教育委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（条例第 9 条第 3 号に規定するその他やむを得ない理由）

第 2 条 条例第 9 条第 3 号に規定する「その他やむを得ない理由」とは、次に掲げる理由をいう。

- （1）奨学資金の貸与を受けた者が属する世帯が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けていること
- （2）奨学資金の貸与を受けた者が属する世帯の収入の年額（規則第 9 条に規定する申請を行う年の前年の収入の年額をいう。）が、生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の年額以下であること

（その他）

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、返還債務の履行の猶予の手續に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以降に教育委員会が規則第 4 条に基づき奨学資金を貸与することを決定した者のうち、初めて奨学資金の貸与を受けた者に係る返還債務の履行の猶予について適用する。
- 2 この要綱の適用後 2 年を経過した場合において、この要綱の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 1 月 10 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以降に教育委員会が規則第 4 条に基づき奨学資金を貸与することを決定した者のうち、初めて奨学資金の貸与を受けた者に係る返還債務の履行の猶予について適用する。
- 2 この要綱の適用後 1 年を経過した場合において、この要綱の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。